

記録



取引等の記録の作成・保存

米・米加工品（注1）を

①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合には、その記録を作成し、保存してください。

- ・紙媒体・電子媒体いずれでも可。
- ・保存期間は原則3年。

（注1）本制度の対象品目となる米・米加工品は、以下のとおりです。

- ・米穀（玄米・精米・ふり下米等）
- ・米粉や米こうじ等の中間原材料
- ・米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

対象事業者は、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての方（生産者含む）となります。



記録事項 品名、産地（注2）、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 等

（注2）産地の記録の注意点

- ①「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記録。
- ②原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ③産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
- ④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。

◆記録を作成・保存していなかった場合には、罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

実際の取引において取り交わされる伝票類（帳簿でも可）において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

納品書（控）

お客様コード 0000000 売上 伝票 No.000000000

〒0000-0000 東京都00区00-00 受注日 〇〇年〇〇月〇〇日 指図日 〇〇年〇〇月〇〇日 納品日 〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇〇〇〇〇 様 納品先

TEL:03-0000-0000 FAX:03-0000-0000 毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXX	〇〇県産コシヒカリ（10kg）	4	XXXX	XXXXX
2	BXXXXX	〇〇県産ほうれんそう M	10	XXX	XXXX
3	CXXXXX	〇〇県産長ネギ AM	5	XXX	XXXX
4	DXXXXX	〇〇県産ミニトマト M	10	XXX	XXXX
5	EXXXXX	〇〇県産レタス LL	20	XXX	XXXX
備考			計		XXXXXX
指図 No.			消費税等		XXXXXX
			納品重量計		XXXXXX

〇〇〇株式会社 〇〇本社
〒0000-0000 担当者 XXXX
東京都00区00-00 TEL: 03-0000-0000
FAX: 03-0000-0000

書面、電子媒体のいずれでも可能です。また、納品書に限らず、仕様書、規格書等（これらの組み合わせを含む）でも可能です。

年月日：搬入・搬出した日
（困難な場合は、受発注日等でも可。）

搬出入した場所
（取引先住所と異なる場合に記載。）

取引先の名称又は氏名

数量：取引において通常用いている単位

品名：取引において通常用いている名称

産地：「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載（上記（注2）を参照。）

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。（義務化は「米・米加工品」のみ。）

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。

伝達



産地情報の伝達

事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品（注3）を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等（注4）又は商品の容器・包装への記載により、産地（注5）情報の伝達が必要です。

（注3）取引等の記録の対象品目と同じ。（ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除く。）

（注4）伝票等：伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。

（注5）産地：米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。

◆事業者間で産地情報を伝達していなかった場合には、罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報の伝達を行うことが必要です。

ただし、食品表示法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、食品表示法に従い、これまでどおり表示をしてください（※）。

また、外食店等（料理を提供する事業者）では、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

※一部の商品については、食品表示法に加え米トレーサビリティ法に基づいて産地情報伝達を行う必要があります。詳しくはお近くの地方農政局等までお問い合わせ下さい。

◆一般消費者へ産地情報を伝達していなかった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

外食店等における一般消費者への産地情報の伝達手段

店内に産地情報を掲示



産地情報については、店員におたずねください。



店内に産地を知ることができる方法を掲示



メニューに産地情報を記載

